

## FRUOR SOCCER SCHOOL 規約

### 第1条（名称）

本スクールは、FRUOR SOCCER SCHOOL（本スクール）と称する。

### 第2条（目的）

本スクールは、サッカーの楽しさを伝え、選手としての能力の向上をサポートする。

更には、将来的にJリーグでも通用するような選手を育てていく。

### 第3条（入会手続き）

・入会資格

入会資格は次の条件を満たした方とする。

- 1、本スクールの趣旨に賛同し、本規約に同意及び遵守できる方。
- 2、年中～中学3年までの方。
- 3、健康状態において、本スクールの受講及び施設の利用に支障が生じない方。
- 4、本スクールが入会を認める旨の判断をした方。

・入会手続き 入会資格を有する者は、別途定める入会申込書に必要事項を記入の上、月会費を月会費袋に入れて、入会申込書と月会費袋を提出した時点で本スクールの会員とする。

### 第4条（資格の停止）

スクール生は以下の事項に該当するときは会員資格の一時停止または除名とする。

- 1、本規約に定める事項に違反したとき。
- 2、本スクールを著しく害し、また会員としての品位を損なった場合やその他公の秩序に反したとき。
- 3、施設等を故意により破損したとき。

### 第5条（会費）

本スクールが定めた月会費を支払うものとする。

初月は月会費から回数割り計算とする。（例）3週目から入会した場合は残り2回なので月会費÷2とする。

年会費は、入会した最初の月会費支払い時に一緒に支払う。その次の年会費は入会1年後とする。

### 第6条（実施回数）

本スクールは屋根付きのフットサル場で実施するため、雨などでは決行する。台風や雷など移動が危ない場合は中止とする。中止の場合はSNSなどで2時間前にはお知らせする。

基本は月4回。3回の月もある。実施日などは別紙のカレンダーを参考にする。

### 第7条（休会）

怪我・病気等でサッカーができない状況とコーチが判断した場合のみ休会を認める。

原則として休会は3ヶ月までとする。休会時の月会費は不要とし、別途、月2,000円を支払う。

### 第8条（退会）

退会する者は以下の通りに手続きを行うものとする。

- 1、退会1ヶ月前までに申し出る。2、退会月までの月会費を支払う。

退会した後、再び入会を希望する場合は一度のみ認めるものとする。